

## 犯収法と携帯法における違い

	犯罪収益移転防止法	携帯電話不正利用防止法	
目的	マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止（法第1条）	携帯音声通信役務に不正な利用の防止（法第1条）	
対象事業者	電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者を含む、犯罪収益の移転に関与する幅広い事業者（法第2条第2項）	携帯音声通信事業者、媒介業者及び貸与業者（法第2条、第6条、第10条）	
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人特定事項  <ul style="list-style-type: none"> <li>自然人 氏名、住居及び生年月日</li> <li>法人 名称、本店又は主たる事務所の所在地</li> </ul> </li> <li>・取引を行う目的</li> <li>・職業（法人の場合は事業の内容）</li> <li>・実質的支配者の本人特定事項（法人の場合に限る）  <small>（以上、法第4条第1項）</small></li> <li>・資産及び収入の状況（法第4条第2項）  <small>（200万円を超える財産の移転を伴うハイリスク取引の場合に限る）</small></li> </ul> <p>○ハイリスク取引（法第4条第2項、政令第12条）  以下に該当する取引については、通常の確認事項についてより厳格に確認することが求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の契約の際に確認した顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引</li> <li>・過去の契約時の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引</li> <li>・イラン・北朝鮮に居住、所在する者との取引。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人特定事項（法第3条第1項）  <ul style="list-style-type: none"> <li>自然人 氏名、住居及び生年月日</li> <li>法人 名称、本店又は主たる事務所の所在地</li> </ul> </li> </ul>	
確認方法	取引時本人確認 <small>（規則第5条）</small>	役務提供契約時の本人確認 <small>（規則第3条）</small>	貸与契約時の本人確認 <small>（規則第19条）</small>
運転免許証、住基カード等	書類の提示のみで本人確認可能	書類の提示のみで本人確認可能	書類の提示のみで本人確認可能
健康保険証等	書類の提示のみで本人確認可能	書類の提示のみで本人確認可能	書類の提示に加え、書類に記載されている住所宛に端末等を送付
各法特有の規定	疑わしい取引の届出（法第8条）	契約者確認（法第8条、第9条、第11条）	
手続	事業者の自発的な意思に従って行われる。	警察からの求めに応じて携帯音声通信事業者が行う（法第8条、第9条）。	
届出又は確認の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出を行う事業者の名称及び住所</li> <li>・当該取引の年月日及び場所</li> <li>・当該取引が発生した業務の内容</li> <li>・当該取引における財産の内容</li> <li>・取引時確認事項（過去確認したもの）</li> <li>・届出を行う理由</li> </ul> <small>（以上、政令第16条第2項）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人特定事項（新たに確認）</li> <li>・端末の所持の有無</li> </ul> <small>（以上、法第9条）</small>	
対象となる罪種	犯罪収益等隠匿の罪及び薬物犯罪等隠匿の罪（法第8条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯法で設けている罰則</li> <li>・詐欺罪又は恐喝罪</li> <li>・その他携帯音声通信役務が多く利用され、かつ、その行為による被害又は公共の危険を防止する必要性が高いものとして政令で定める罪※</li> </ul> <small>（以上、法第8条）</small>	
結果	届出を受けた行政庁が、国家公安委員会に対して届出の内容を通知（法第8条第4項）。	本人確認がなされなかった場合、事業者において当該契約に係るデータ通信を含む役務提供の拒否が可能（法第11条）。	
罰則規定	特定事業者の本人確認義務違反に係る直罰規定は無い。	貸与業者の本人確認義務違反については直罰規定がある（法第22条）。	

※ 政令（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令（平成十七年五月二日政令第百七十一号））で定める罪

①詐欺罪又は恐喝罪の未遂罪、②大麻の譲渡、営利目的譲渡及びこれらの未遂罪、③覚せい剤の譲渡、営利目的譲渡及びこれらの未遂罪、④麻薬及び向精神薬の譲渡、営利目的譲渡、並びにこれらの未遂罪、⑤あへんの譲渡、営利目的譲渡及びこれらの未遂罪、⑥業として金銭の貸し付けを行う場合において年29.2%を超える利息の契約をする罪、同率を超える割合による利息の支払を要求する罪、⑦売春の周旋をする罪、売春の周旋をする目的で広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引する罪、⑧無登録で貸金業を営む罪、無登録で貸金業を営む目的をもって広告をし又は貸付の契約の締結について勧誘する罪、⑨団体の活動として、詐欺・恐喝に当たる行為を実行するための組織により行われる罪及びこれらの未遂罪